

## 財務諸表に対する注記（法人全体）

### 1. 継続事業の前提に関する注記

- ・該当なし。

### 2. 重要な会計方針

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・額面による評価額を記載。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物並びに器具及び備品・・・定額法
- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産・・・リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法による。

#### (3) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金・・・社会福祉法人全国社会福祉協議会全国社会福祉団体職員退職手当積立基金の基準により計算した額を計上している。

### 3. 重要な会計方針の変更

- ・平成26年度より、新会計基準（平成23年基準）に変更した。

### 4. 法人で採用する退職給付制度

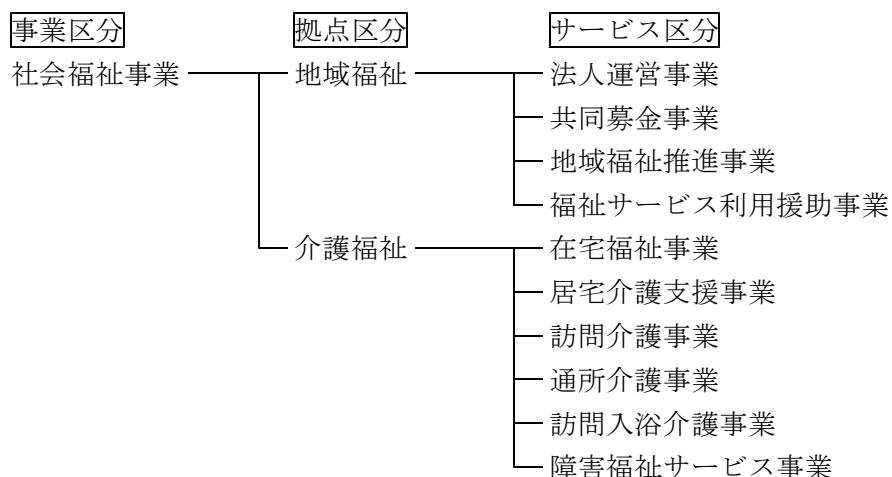
- ・社会福祉法人全国社会福祉協議会の全国社会福祉団体職員退職手当積立基金制度を採用している。

### 5. 法人が作成する財務諸表等と拠点区分、サービス区分

#### (1) 当法人の作成する財務諸表及び附属明細書は以下のとおりである。

- ・法人全体の財務諸表（第1号の1様式：資金収支計算書）  
（第2号の1様式：事業活動計算書）  
（第3号の1様式：貸借対照表）
- ・事業区分内訳表（第1号の3様式：資金収支内訳表）  
（第2号の3様式：事業活動内訳表）  
（第3号の3様式：貸借対照表内訳表）
- ・拠点区分計算書（第1号の4様式：資金収支計算書）  
（第2号の4様式：事業活動計算書）  
（第3号の4様式：貸借対照表）
- ・拠点区分明細書（別紙4：事業活動明細書）

(2) 当法人の事業区分、拠点区分、サービス区分は以下のとおりである。



6. 基本財産の増減の内容及び金額

・基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	60,277,000	0	0	60,277,000
建物	88,236,393	0	88,236,393	※除却済み
定期預金	19,000,000	0	0	19,000,000
合計	167,513,393	0	88,236,393	79,277,000

7. 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金または国庫補助金等特別積立金の取崩し

・上記国庫補助金等特別積立金の取崩しは以下のとおりである。(単位：円)

区 分	国庫補助金等特別積立金の取崩し額
建物	68,889,998

8. 担保に供している資産

・該当なし

9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

・固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

区 分	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
土地(基本財産)	60,277,000	0	60,277,000
定期預金(基本財産)	19,000,000	0	19,000,000
機械及び装置	15,714,000	15,713,995	5
車輛運搬具	52,859,574	47,548,530	5,311,044
器具及び備品	16,215,924	15,755,158	460,766
権利	318,570	0	318,570
合計	164,385,068	79,017,683	85,367,385

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

- ・債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

種 類	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	38,077,511	0	38,077,511
徴収不能引当金	0	0	0
合 計	38,077,511	0	38,077,511

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

- ・満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は以下のとおりである。

(単位：円)

種 類	額面金額	帳簿価額	時価及び評価損益
利付国債（10年）第339回	70,000,000	70,000,000	73,571,246(+3,571,246)

12. 関連当事者との取引の内容

- ・該当なし

13. 重要な偶発債務

- ・該当なし

14. 重要な後発事象

- ・該当なし

15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

- ・基本財産である建物（総合福祉センター）の解体撤去による建物売却損・処分損として84,552,690円を計上している。なお、これに伴う国庫補助金等特別積立金の取崩しについては上記7のとおりである。